

## Tax

Issue P386 – 2024 年 2 月 26 日  
日本語翻訳版

# Tax Analysis

## OECD による「第 1 の柱- 利益 B」報告書の公布

2024 年 2 月 19 日、OECD/G20 の税源浸食と利益移転 (BEPS) 包括的枠組み (以下、「包括的枠組み」) は、「第 1 の柱- 利益 B」報告書 (以下、「報告書」) を公布した。当報告書は、「多国籍企業及び税務当局のための移転価格ガイドライン (2022 年版)」 (以下、「移転価格ガイドライン」) の第 4 章に附属書 (Annex) として組み込まれた。利益 B は BEPS2.0 国際課税改革のためのパッケージ (2 つの柱からなる解決策) における第 1 の柱の重要な構成要素である。2020 年 10 月の「経済のデジタル化に伴う課税問題—第 1 の柱のブループリント報告書」に利益 B の主旨が明確化されて以来、包括的枠組みは利益 B のルール設計に大きく注力してきた。2022 年 12 月と 2023 年 7 月の 2 度にわたるパブリックコンサルテーションを経て、報告書は公布された。

デロイトは、報告書の公布に先立って、OECD 移転価格の責任者である Manuel de los Santos 氏にインタビューを行い、利益 B に関する知見を共有して頂いた。本 Tax Analysis では、Q&A 形式で報告書の主要な内容と私どもの考察を説明すると同時に、利益 B に関する理解を深めるための一助として、Manuel de los Santos 氏の知見を共有する。

### 1. 利益 B は、主にどのような課題に対処するか

利益 B の主旨は、とりわけ徴税執行能力の低い課税管轄地 (Low-Capacity Jurisdictions, LCJ) のニーズを踏まえ、基本的なマーケティング及び卸売活動の範囲を明確にし、独立企業原則 (Arm's Length Principle, ALP) に合致する簡素化されたアプローチを提供することで、租税の確実性を向上させ、移転価格管理の簡素化・最適化に寄与する。

OECD では以前、移転価格算定アプローチの運用を簡素化する試み (例: 低付加価値グループ内役務について、独立企業原則に合致する対価の簡易算定アプローチの提案) があった。利益 B は、こういった試みの延長線上にあるもので、日常取引に生じる税務当局と納税者の間の移転価格算定に関する紛争の解決に要する負担とリソースを合理的に軽減することを目的として、複雑な経済環境の中で、信頼性の高い簡素化されたアプローチを模索するためのものである。

Author :

**He, Lian Tang**

Partner

Tel : +86 10 8520 7666

E-mail : [lhe@deloitte.com.cn](mailto:lhe@deloitte.com.cn)

**Wei, Sophie Lu**

Partner

Tel : +86 10 8520 7622

E-mail : [swei@deloitte.com.cn](mailto:swei@deloitte.com.cn)

**Zhao, Rachel Ying**

Director

Tel : +86 21 6141 1482

E-mail : [razhao@deloitte.com.cn](mailto:razhao@deloitte.com.cn)

**Fo, Lu**

Manager

Tel : +86 10 8512 5401

E-mail : [ffo@deloitte.com.cn](mailto:ffo@deloitte.com.cn)

## 2. 利益 B はどんなグループ内取引に適用されるか

報告書では、簡素化・最適化されたアプローチ（the simplified and streamlined approach）の適用対象となる適格取引は、以下のように定義されている。

- a) バイセルマーケティング・販売取引（Buy-sell marketing and distribution transactions）：卸売業者は1つ又は複数の関連者から商品を購入し、非関連者向けの卸売販売<sup>1</sup>を行う。
- b) 販売代理店及びコミッションネア取引（Sales agency and commissionaire transactions）：販売代理店又はコミッションネアは、1つ又は複数の関連者による非関連者向けの製品卸売販売に支援を提供する。

また、利益 B の適用対象判定基準の適用性を分析する前に、「移転価格ガイドライン」第 1 章 D1 の規定<sup>2</sup>に従い、比較可能性要因と取引に関連する 5 つの経済的特性を踏まえた上で、適格取引であるか否かを判断する必要がある。具体的には、1) 取引の契約書、2) 取引の当事者が果たす機能（使用する資産及び負担するリスクを考慮する。これらの機能が所属する多国籍企業グループの広範な価値創造とどのように関係しているか、及び関連の取引状況、業界慣行を含む）、3) 取引の対象である資産又はサービスの特性、4) 「取引の当事者及び所属業界」が置かれる市場の経済環境、5) 取引の当事者の経営戦略が含まれる。

## 3. 利益 B の適用対象判定基準（Scoping criteria）とは？

簡素化・最適化されたアプローチの適用対象となる適格取引の判定基準について、報告書では以下のように定められている。

- a) 適格取引は、特定の経済的特性を持たなければならない。これは、卸売業者、販売代理店又はコミッションネアに対して、片側検証（1 つの取引当事者を検証対象とする独立企業間価格の算定）を用いて、信頼性のある独立企業間価格の算定が可能であることを意味する。
- b) 適格取引における検証対象企業の年間運営費用<sup>3</sup>は、その年間純収入<sup>4</sup>の最小 3%以上、或いは最大 20%~30%以下でなければならない（簡素化・最適化されたアプローチの実施を選択する課税管轄地は、適用対象判定基準の適用初年度に、上述の上限値を「20%以上、30%以下の任意の数値」に設定する必要がある）。

上記の基準を充足する取引は、以下の場合において、利益 B の適用対象範囲から除外される。

- a) 適格取引は、非有形商品（例えば、デジタル商品）、サービスの販売、又は大口商品のマーケティング、取引、卸売に関連するものである。
- b) 検証対象企業は、適格取引のほか、卸売以外の活動も行う（適格取引を別個に評価でき、卸売以外の活動から分離して、信頼性のある価格算定を実施できる場合を除く）。

私どもの見解として、非有形商品（例：デジタル商品）が利益 B の適用対象範囲から除外されるのは、有形商品の卸売販売取引に見られる経済的特性が当てはまらないことが原因の 1 つとして考えられる。パブリックコンサルテーション文書では、「実務上、大口商品取引で取引される特定の材料、貨物或いは製品の独立企業間価格を算定するにあたって、通常、利益 B の移転価格算定方法ではなく、独立価格比準法が採用されるため、大口商品取引を利益 B の適用対象

For more information, please contact:

**Tax & Business Advisory**  
**Transfer Pricing Tax**  
**National Tax Leader**

**He, Lian Tang**

Partner

Tel : +86 10 8520 7666

E-mail : [lhe@deloitte.com.cn](mailto:lhe@deloitte.com.cn)

**Northern China**

**Wei, Sophie Lu**

Partner

Tel : +86 10 8520 7622

E-mail : [swei@deloitte.com.cn](mailto:swei@deloitte.com.cn)

**Eastern China**

**Jerry Wang**

Partner

Tel : +86 512 6289 1308

E-mail : [jerrywang@deloitte.com.cn](mailto:jerrywang@deloitte.com.cn)

**Southern China**

**Edison Zuo**

Partner

Tel : +86 20 2831 1309

E-mail : [ezuo@deloitte.com.cn](mailto:ezuo@deloitte.com.cn)

**Western China**

**Frank Tang**

Partner

Tel : +86 23 8823 1208

E-mail : [ftang@deloitte.com.cn](mailto:ftang@deloitte.com.cn)

<sup>1</sup> 卸売販売とは、最終消費者を除く全ての種類の顧客への卸売である。卸売と小売を行う卸売業者においては、小売に関する 3 年加重平均売上高が 3 年加重平均総売上高の 20%を超えない場合、卸売販売のみを行うものとみなされる。

<sup>2</sup> 詳細な内容について、「[「多国籍企業及び税務当局のための移転価格ガイドライン（2022 年版）」](#)を参照されたい。

<sup>3</sup> 営業費用とは、適用された会計基準に従って算出する総原価である（売上原価、融資・投資活動又は所得税に関連する原価などを含まない。経常事業に関連しない特殊項目を含まず、適用された会計基準に従って計算しなければならない）。

<sup>4</sup> 純収入とは、適用された会計基準に従って計算する総売上高である（販売返品、値引、割引を含まない）。

範囲から除外する必要がある」と述べられている。報告書には、上述の大口商品取引の具体例が挙げられている。

また、OECDは追加で選択できる定性的スコーピング基準の策定に取り組んでいる。各課税管轄地は当該基準を追加的なステップとして、基本的なマーケティング及び卸売以外の活動に従事する卸売業者の判定に用いることができる。

#### 4. 利益 B の算定に採用される移転価格算定方法

適格取引の経済的特性を踏まえ、取引単位営業利益法（「TNMM」）は簡素化・最適化されたアプローチにおいて、適格取引の独立企業間価格を算定する最適な方法であると考えられる。ただし、例外的状況も存在する。税務機関と納税者が信頼性の高い必要情報を容易に入手できる場合、内部独立価格比準法も適格取引を分析する移転価格算定方法として採用することも認められる。

#### 5. 利益 B の算定に採用される利益水準指標

簡素化・最適化されたアプローチの運用に際して、売上高利益率（Return on Sales）<sup>5</sup>は、適格取引の価格算定結果の検証に用いられる利益水準指標として採用される。パブリックコンサルテーション文書で述べられた「裏付けメカニズムとしての、上限・下限設定におけるベリー比率（Berry Ratio）の運用」が、報告書では言及されなかった。

#### 6. 利益 B 算定結果の確定

報告書では、「純売上高純営業資産比率（OAS）<sup>6</sup>、純売上高営業費用比率（OES）<sup>7</sup>、業界要因という3つの要素に基づき、独立企業原則に合致する近似値を価格決定マトリックスで表示する」と述べられている。

表 1：グローバルデータセットから算出された価格決定マトリックス（売上高利益率%）

業界分類	業界分類 1 <sup>8</sup>	業界分類 2 <sup>9</sup>	業界分類 3 <sup>10</sup>
要素集約度分類 <sup>11</sup>			
[A] high OAS (>45%) /any OES	3.50%	5%	5.50%
[B] med/high OAS (30% - 44.99%) /any OES	3%	3.75%	4.50%
[C] med low OAS (15%-29.99%) /any OES	2.50%	3%	4.50%
[D] low OAS (<15%) /high OES (≥10%)	1.75%	2%	3%
[E] low OAS (<15%) /low OES (<10%)	1.50%	1.75%	2.25%

対象会計年度における検証対象企業の適格取引の ROS の確定には、以下の3つのステップが必要である。

ステップ 1：検証対象企業の業界分類を確認し、価格決定マトリックスにおいて、当該業界分類に対応する列を確定する。

ステップ 2：検証対象企業の関連要素集約度分類を確認し、価格決定マトリックスにおいて、対応する行を確定する。

<sup>5</sup> 売上高利益率は、利払前税引前利益と純売上高の比率であり、%で表示され、適用される会計基準に従って算出される。

<sup>6</sup> 純売上高純営業資産比率：Net operating asset intensity (OAS)は、純営業資産と純売上高の比率である。その内、純営業資産は、対象会計年度における有形・無形固定資産と運営資産の平均値であり、即ち、対象会計年度の純営業資産（即ち、期末残高）と前会計年度の純営業資産（即ち、期初残高）の合計の半分である。

<sup>7</sup> 純売上高営業費用比率：Operating expense intensity (OES)は、運営費用と純売上高の比率である。

<sup>8</sup> 業界分類 1——生鮮食品、雑貨、家庭用消耗品、建築資材・消耗品、配管資材・金属。

<sup>9</sup> 業界分類 2——ITハードウェア・コンポーネント、電気部品・消耗品、動物用飼料、農薬用品、アルコール・タバコ、ペットフード、衣料品・靴・その他の衣料品、プラスチック製品・化学品、潤滑油、染料、医薬品、化粧品、健康・福祉用品、家電、家庭用品・オフィス用品、印刷用品、紙・包装、ジュエリー、織物、皮革・毛皮、国産新車・中古車、自動車用部品・用品、バラ詰め製品及び業界分類 1 と業界分類 3 に含まれない製品と部品。

<sup>10</sup> 業界分類 3——医療機械、工業機械（工業用・農業用自動車を含む）、工業用器具、工業用部品及びその他の雑品。

<sup>11</sup> 要素集約度分類を確定するため、各会計年度の3年間加重平均で比率を算出しなければならない。適格取引が2年間行われた場合、2年間加重平均比率を使用しなければならない。適格取引が1年間のみ行われた場合、当該会計年度の結果に基づいて比率を算出しなければならない。

ステップ3：価格決定マトリックスにおいて、検証対象企業の業界分類と要素集約度の交点を確認し、対応するROS±0.5%を適用することが認められる。

報告書では、算定されたROSが適切であるか否かを補助的な検証方法（ガードレール）として、「営業費用クロスチェック（Operating expense cross-check）が提案されている。即ち、価格決定マトリックスに基づくROSを利払前税引前利益対営業費用比率（即ち「営業費用利益率」）に換算し、その結果が下表に示される営業費用の上限・下限レンジ外である場合、検証対象企業の利益水準が営業費用の上限・下限レンジ内に調整される。

表2：営業費用の上限・下限レンジ

営業費用の上限・下限レンジ			
要素集約度	デフォルトの上限値	報告書のパラグラフ 5.2における適格税管轄地 <sup>12</sup> 用上限値	下限値
High OAS (A)	70%	80%	10%
Medium OAS (B+C)	60%	70%	
Low OAS (D+E)	40%	45%	

報告書のパラグラフ 5.3 における適格課税管轄地<sup>13</sup>リストに掲載される課税管轄地に所在する検証対象企業であり、且つグローバルデータセットに、検証対象企業の所在する課税管轄地のデータが不十分であるか完全に存在しない場合、データ入手可能性メカニズム（data availability mechanism）により、追加の調整が行われる。

グローバルデータセットに基づく価格決定マトリックスと営業費用の上限・下限レンジは、5年ごとに更新される（その間に市場環境に大きな変化がない場合）。その他の財務データも必要に応じて更新される。

## 7. 利益Bに関する文書化義務は？

報告書によれば、利益Bの適格取引を行う企業は、移転価格ローカルファイルの一部として、下記の情報を税務当局に提供する必要がある。下記の情報を移転価格ローカルファイルに記載していない場合、税務当局は納税者に情報の提供を要求することができる。

- 適格取引の描写に関する説明。納税者と関連者会社による適格取引の機能分析、取引の背景情報を含む
- 適格取引に係る契約書または協議書（前述した「適格取引の描写に関する説明」の裏付け情報を含む）
- 適格取引に配分されるまたは帰属する関連収入、費用と資産の計算
- 簡素化・最適化されたアプローチの適用可能性評価、及び独立企業間価格の算定に使用される「財務データと財務諸表の紐付け、及びデータ配賦に関する情報」の一覧表
- その他の必要資料

ローカルファイルの記載情報に加え、納税者は価格算定方法に関する自社の運用方針の裏付けとして、マスター文書に記載される情報（特に、主要製品、主要マーケット、価格算定ポリシー、無形資産の開発、所有、利用に関する多国籍企業グループの全体的な戦略など、多国籍企業グループの事業に関する重要情報）を利用する必要がある。

納税者は簡素化・最適化されたアプローチの適用初年度に、利益Bを最低3年間適用する旨をローカルファイルまたはその他の関連文書に記載する必要がある。ただし、当該期間中に対象取引が利益B判定基準の対象外になる場合、或いは納税者の事業に重大な変化が生じた場合、その限りではない。

## 8. 事前確認（APA）、相互協議（MAP）と利益Bとの関係は？

簡素化・最適化されたアプローチの実施以前に、OECDモデル租税条約第25条に基づき締結された協定（二国間又は多国間APA、MAPを含む）については、協定に係る条項と条件が引き続き適格取引に対して有効となる。このアプロ

<sup>12</sup> 報告書のパラグラフ 5.2における適格課税管轄地リストは5年ごとにOECDの公式サイトで公表・更新される。

<sup>13</sup> 報告書のパラグラフ 5.3における適格課税管轄地リストは5年ごとにOECDの公式サイトで公表・更新される。

一は、法的拘束力のある協議を尊重し、管轄当局間の解決済み論争の見直しや再レビューに起因する不確実性の防止、及び租税確実性に対する納税者の期待の向上に寄与する。

## 9. 利益 B の導入枠組みは？

利益 B は移転価格ガイドラインの一部として組み込まれる。報告書の公表後、各課税管轄地は、2025 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度の対象取引について、簡素化・最適化されたアプローチの採用を選択することができる。移転価格ガイドラインにおけるその他の選択的制度と同様に、利益 B を導入している税務管轄地で利益 B アプローチに基づき導出された結果は、利益 B を導入していないその他の税務管轄地に対して拘束力を持たない。ただし、BEPS 包括的枠組みの参加国は、「自国の国内法と行政慣行に従うことを条件として、徴税執行能力の低い課税管轄地が利益 B の適用結果を尊重し、二国間租税条約が存在する場合には、潜在的な二重課税と二重非課税を避けるためにあらゆる合理的な措置を講じること」にコミットしている。包括的枠組みは 2024 年に、コミットメントの範囲内における設計要素と徴税執行能力の低い課税管轄地リストについて合意する予定である。その後、利益 B 制度を導入する課税管轄地のリストと、徴税執行能力の低い課税管轄地のリストが OECD の公式サイトで公表される。

### デロイトの考察

利益 B は第 1 の柱の中核の一つとして、多国籍企業グループのマーケティング・販売モデルのレビュー・構築と関連活動の展開に、重要かつ大幅な影響を及ぼす。また、利益 B の導入は、各課税管轄地における導入状況、国内法改正と実施開始時期の差異から影響を受けた結果、二重課税の問題を生じやすく、MAP に問題解決を求める事態も想定される。そのため、中国に進出している多国籍企業と海外に進出している中国企業は、企業自身の特性と所在する課税管轄地の状況を踏まえて、潜在的な利益 B 適格取引について、利益 B による影響を評価・分析し、適切な対策を講じることが推奨される。例えば、グループ内の各マーケティング・販売企業における機能ポジショニング上の差異、各マーケティング・販売企業の収益性水準と OAS/OES の結果、利益 B の適用に起因する僅少利益事業体における税負担増加の可能性、既存のマーケティング・販売企業における APA・MAP の現状とその関連戦略、関税評価及び代理人 PE の利益算定に与える潜在的な影響などについて検討することが推奨される。

現在、OECD は追加で選択できる定性的スコーピング基準の策定に取り組んでいる。関連する企業は、利益 B の動向と各課税管轄地における利益 B の導入状況に留意し、バリューチェーン配置とリスク対応措置を適切に評価・調整し、リスク識別・管理能力を強化するために、早期に行動することが推奨される。デロイトは引き続き利益 B の関連動向を注目し、分析と考察を適時共有する。

デロイトは「Global Tax System Reshaping 2.0 Series」を通じて、グローバル税制の重大な変革に関する最新情報、及び多国籍企業への潜在的な影響に関する分析を提供しております。より詳しい情報をご希望の場合には、お気軽にご連絡ください。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information, please contact:

#### Deloitte China

##### Victor Li

Tax Managing Partner  
Tel : +86 755 3353 8113  
Fax : +86 755 8246 3222  
E-mail : [vicli@deloitte.com.cn](mailto:vicli@deloitte.com.cn)

#### Northern China

##### Xiao Li Huang

Partner  
Tel : +86 10 8520 7707  
Fax : +86 10 6508 8781  
Email : [xiaoli Huang@deloitte.com.cn](mailto:xiaoli Huang@deloitte.com.cn)

#### Eastern China

##### Maria Liang

Partner  
Tel : +86 21 6141 1059  
Fax : +86 21 6335 0003  
Email : [mliang@deloitte.com.cn](mailto:mliang@deloitte.com.cn)

#### Southern China

##### Jennifer Zhang

Partner  
Tel : +86 20 2885 8608  
Fax : +86 20 3888 0115  
Email : [jenzhang@deloitte.com.cn](mailto:jenzhang@deloitte.com.cn)

#### Western China

##### Frank Tang

Partner  
Tel : +86 23 8823 1208  
Fax : +86 23 8857 0978  
Email : [ftang@deloitte.com.cn](mailto:ftang@deloitte.com.cn)

#### About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

#### National Tax Technical Centre

Email: [ntc@deloitte.com.cn](mailto:ntc@deloitte.com.cn)

#### Northern China

##### Julie Zhang

Managing Partner  
Tel : +86 10 8520 7511  
Fax : +86 10 6508 8781  
Email : [juliezhang@deloitte.com.cn](mailto:juliezhang@deloitte.com.cn)

#### Eastern China

##### Kevin Zhu

Partner  
Tel : +86 21 6141 1262  
Fax : +86 21 6335 0003  
Email : [kzhu@deloitte.com.cn](mailto:kzhu@deloitte.com.cn)

#### Western China

##### Tony Zhang

Partner  
Tel : +86 28 6789 8008  
Fax : +86 28 6317 3500  
Email : [tonzhang@deloitte.com.cn](mailto:tonzhang@deloitte.com.cn)

#### Southern China (Chinese Mainland)

##### German Cheung

Director  
Tel : +86 20 2831 1369  
Fax : +86 20 3888 0115  
Email : [gercheung@deloitte.com.cn](mailto:gercheung@deloitte.com.cn)

#### Southern China (Hong Kong)

##### Doris Chik

Partner  
Tel : +852 2852 6608  
Fax : +852 2543 4647  
Email : [dchik@deloitte.com.hk](mailto:dchik@deloitte.com.hk)

#### JSG Tax team

##### 華北地区

北京·天津

##### 服部 功

Senior Manager  
Tel : +86 22 2320 6620  
Email : [ishattori@deloitte.com.cn](mailto:ishattori@deloitte.com.cn)

##### 華東地区

上海

##### 板谷 圭一

Partner  
Tel : +86 21 6141 1368  
Email : [kitaya@deloitte.com.cn](mailto:kitaya@deloitte.com.cn)

##### 華東地区

上海

##### 中野 隆正

Senior Manager  
Tel : +86 21 3313 8800  
Email : [tnakano@deloitte.com.cn](mailto:tnakano@deloitte.com.cn)

##### 華南地区

廣州

##### 左 迪

Partner  
Tel : +86 20 2831 1309  
Email : [ezuo@deloitte.com.cn](mailto:ezuo@deloitte.com.cn)

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify national marketing team of Deloitte China by email at [cimchina@deloitte.com.hk](mailto:cimchina@deloitte.com.hk).

デロイトについて

Deloitte China (デロイト中国) は、中国の改革開放と経済発展に貢献するリーディングカンパニーとなることを長期的なコミットメントとし、統合的なプロフェッショナルサービスを提供しています。デロイト中国は、中国のパートナーによって所有され、グローバルにつながりながら、ローカルに深く根ざした現地会社です。中国の 31 都市において 2 万人以上のプロフェッショナルを擁し、世界トップレベルの監査・保証、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、ビジネスアドバイザリー、税務サービスをワンストップでお客様に提供しています。

デロイト中国は、誠実さをもってサービスを提供し、品質を維持し、革新に努めています。プロフェッショナルとしての卓越性、業界を超えた洞察力、インテリジェントなテクノロジーソリューションにより、様々な分野のクライアントやパートナーが機会を捉え、課題に取り組み、世界レベルの高品質な開発目標達成を支援します。

Deloitte (デロイト) ブランドは 1845 年に誕生し、1978 年から使用する中国語名「德勤」は誠実さ、勤勉さ、卓越性を表しています。デロイトのメンバーファームのプロフェッショナルネットワークは、現在 150 以上の国や地域に広がっています。Deloitte (デロイト) は、「To make an impact that matters」という企業ミッションのもと、資本市場に対する社会の信頼を高め、顧客の変革と成功を支援し、人材を受け入れるために未来を迎える力を生かし、より強い経済、より公平な社会、持続可能な世界の実現に向けた道を切り拓いていきます。

Deloitte (デロイト) とは、デロイトトウシュトーマツ リミテッド (「DTTL」)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) のひとつまたは複数指します。DTTL (または「Deloitte Global」) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は、<http://www.deloitte.com/cn/about> をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジアパシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジアパシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、バンガロール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソール、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

本資料における情報の真実性または完全性に対し、我々はいかなる (明示的または暗示的) 言及、保証と承諾をしないものとします。いかなる DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、従業員又は代理者は本資料に依拠することにより生じた如何なる直接的又は間接的な損失に対しても責任を負いません。

© 2024. For information, contact Deloitte China